5　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第１項若しくは第４項又は政令第21条第２項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

［6　略］

第六号様式別表十三（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表13記載要領

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第六号様式別表十三の二（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十一　挿入］

［第６号様式別表13の２記載要領　略］

第六号の二様式（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十四　挿入］

第六号の二様式（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

［第６号の２様式記載要領　略］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）　略］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）　略］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑯、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑶・⑷　略］

5　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第１項若しくは第４項又は政令第21条第２項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

［6　同左］

第六号様式別表十三（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表13記載要領

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第５項第１号に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第六号様式別表十三の二（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十一　挿入］

［第６号様式別表13の２記載要領　同左］

第六号の二様式（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十三　挿入］

第六号の二様式（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

［第６号の２様式記載要領　同左］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）　同上］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）　同上］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑯、法人税の明細書（別表６（５の２））の⑫、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑬、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の⑨又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑶・⑷　同左］